

栃木県宿泊施設環境整備促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県宿泊施設環境整備促進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の宿泊施設におけるインバウンド対応を実施する事業を対象として補助金の交付を行うことにより、外国人旅行者が安心して快適に滞在できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「国要綱」とは、観光庁所管の「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業補助金交付要綱」をいう。

2 この要綱において、「国補助金」とは、観光庁所管の国要綱における「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」に該当し、補助対象事業者に交付される補助金をいう。

(補助金の交付)

第4条 知事は、第2条の目的を達成するため、県内に事業所を有し国補助金を活用する宿泊事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、国補助金の総事業費に3分の1を乗じて得た額又は1,500千円のいずれか低い方の額とする。

(交付の申請)

第5条 本補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 国要綱第5条に規定する訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（写し）
- (2) 国要綱第6条に規定する交付決定通知書（写し）

(交付の決定及び通知)

第6条 知事は、本補助金の交付の申請があったときは、交付申請書等の内容審査を実施し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、本補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条による通知を受領した後、事業の実施が困難となった場合は、国要綱様式第1-1別紙2に記載した施工業者等との契約予定年月までに交付申請取消届出書（様式第2号）により申請を取り下げることができる。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第8条 本補助金の交付決定を受けた者は、事業の内容又は経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ交付決定変更申請書(様式第3号)に国要綱第9条に規定する交付決定変更通知書の写しを添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第9条 知事は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、本補助金の交付決定の変更を申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 本補助金の交付を受けようとする者は、実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 国要綱第14条に規定する補助対象事業完了実績報告書(写し)
- (2) 国要綱第15条に規定する額の確定通知書(写し)

(交付額の決定の通知)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書等の提出があったときは、報告書等の審査及び規則第14条の規定により行う検査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、本補助金の交付を受けようとする者に通知する。

(補助金の交付の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 第6条に規定する交付決定通知書(写し)又は第9条に規定する交付決定変更通知書(写し)
- (2) 前条に規定する額の確定通知書(写し)

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月27日から施行し、同年度の補助金について適用する。